

コラム

エステ脱毛に
未来はあるか?



高橋 知之(医師)

脱毛は他のエステメ
ニューと違って、お客
様がお金を支払うとい
う「ギブ」と、その結
果としてムダ毛から解
放されるという「テ
イク」が同時進行しな
いということを認識し
たうえでシステムを構築
しなければいけないと
前々回に書きました。

ムダ毛からの解放ま
での苦痛とヤケドなど
のリスクを考えると脱
毛というのは痩身や美
顔とは性格が大いに異
なりです。脱毛に加え
て痩身や美顔を行なっ
ている総合サロンの中
には脱毛専門サロンを
異端視するところもあ
るようですが、性格が

異なるからこそ脱毛専
門サロンが存在できる
のだとおもいます。

「ギブ」から「テ
イク」までの時間差とい
いますか月日差の間に
は、お客様側には施術
中の苦痛と本当に脱毛
できるのだろうかとい
う不安がつきまとい、
場合によっては予期せ
ぬヤケドなどのトラブ
ルもけつして少なくは
ありません。そしてサ
ロン側にはヤケドなど
がおきた際には医師法
違反や過失障害などの
法的なりリスクにもさら
されていますという現実
もあります。

ステ体制を構築する必要
がありすが、結局は
どうしたらヤケドさせ
ずに効果的な脱毛がで
きるかという話に戻っ
てしまうのです。

昨今の業界にはエステ
テシヤンの教育(医
学的知識の習得)を高
めて対処しようという
雰囲気があるように私
には感じられますが、
その方向性は正しいの
でしょうか。

医学的知識を高める
ことは一般論としては
悪いことではありませ
んが、それによって今
ある諸問題が解決する
とは私には思えません。
かえって藪蛇ではない
かとも思うくらいです。
私はエステでの脱毛行
為が、たとえヤケドを
高頻度で引き起こすこ
として医師法違反には
あたらないと考えてい
ます。医師法違反であ
るか否かを判断する根
拠は、医師としての専
門知識をもつてしなけ
れば危険な行為である
かどうかです。医師で
ある私が行なえば安全

であつて、医師でない
エステシヤンが行
なえば有意の差をもつ
て危険であるというの
ならば、エステシヤ
ンが行なえば医師法
違反になります。

しかし現実におきて
いるヤケドの原因はエ
ステシヤンの技術
よりも機械性能による
ことは明白であり、し
たがって医師が行なっ
てもエステシヤン
が行なつてもヤケドの
リスクは変わらないと私
は最近ある会合で講演
いたしました。

メーカーあるいは販
社が機械をエステサロ
ンに販売しているの
すから医師の資格のな
いエステシヤンで
あつても安全に施行で
きるシステムにしたう
えで提供する義務があ
ると私は考えます。エ
ステ脱毛の安全を確保
する手段としてエステ
シヤンに医学的知
識が必要であると考え
るのならば、医師が行
なえば安全であり非医
師が行なえば危険であ

るということを是認し
ていると言われてもし
かたないのではないで
しょうか。業界は自分
で自分の首を締めてい
るようにならぬ。エステ
シヤンに医学的知識
を求めなくてはなくて、

医学的知識を必要とし
ない安全な機械あるい
はシステムを提供する
よう努力すべきなので
す。何をどのように努
力すべきかと私なりの
提案をお話しさせてい
ただきました。私の提
案がすべてとは申しま
せんが、そのような方
向性を持たなければエ
ステサロンでの脱毛の
未来はありません。そ
して当然ながらメーカ
ーあるいは販社の未来
もありません。講演の
内容をパソコンで聞け
るようにCDに収録し
ましたので御希望の方
は御連絡ください。

(渋谷高橋医院院長
takahashi@
clinic.a.c)